

東京富士大学大学院 学則

第 1 章 総則

(目的および使命)

第 1 条 東京富士大学大学院（以下、本大学院という）は、高度の専門性を有する職業に必要な高度の能力をもつ有為の人材育成を目指す。そのため精深な学識を授けるとともに、人道による世界平和の精神を指導理念とし、教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを使命とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 2 章 研究科の組織及び定員等

(課程等)

第 3 条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

経営学研究科 経営学専攻 修士課程

(収容定員)

第 4 条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

経営学研究科 経営学専攻 修士課程

入学定員 10 名

収容定員 20 名

(修業年限)

第 5 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 修士課程の在学年限は、4 年を超えることはできない。ただし、長期履修学生については別に定める。

第 3 章 教員及び運営組織

(教員組織)

第 6 条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）は、東京富士大学（以下、本学という）経営学部の教授及び准教授のうちから選任された者がこれを担当する。ただし、必要に応じてその他の専任の教授、准教授、及び兼任の講師に授業を担当させることができる。

(研究科委員会)

第 7 条 本大学院の管理運営のため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、本大学院で科目を担当する専任教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、定例会、臨時会とに分け、定例会は毎月 1 回、臨時会
は必要に応じて開く。
- 4 研究科委員会は、研究科長が招集しその議長となる。
- 5 研究科委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものと
し、その議決は出席者の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを
決する。
- 6 研究科委員会は、以下の事項を審議し、その結果を教授会に報告する。
 - (1) 大学院学則及び諸規程の変更に關すること
 - (2) 大学院教員の審査に關すること
 - (3) 授業及び研究の計画に關すること
 - (4) 入学試験に關すること
 - (5) 学生の入学・退学・修了その他身分に關すること
 - (6) 単位の認定に關すること
 - (7) 学位に關すること
 - (8) 学生の賞罰に關すること
 - (9) その他本研究科に關すること
- 7 その他必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第 8 条 本大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本大学院の科目を担当する専任教授のうちから選任する。
- 3 研究科長の選任に關する規程は、別に定める。

第 4 章 授業科目及び履修方法等

(教育方法等)

第 9 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究
指導によって行うものとする。

(授業科目等)

第 10 条 本大学院経営学研究科経営学専攻の授業科目及び単位数は、別表 1 のと
おりとする。

(履修方法等)

第 11 条 学生は、専攻における所定の授業科目について 30 単位以上を修得しな
ければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第 12 条 本大学院に入学する前に、本大学院または他大学院（外国の大学の大学
院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を
含む）は、本大学院研究科委員会において教育研究上有益と認めるとき

は、10単位を超えない範囲で、第11条に規定する単位に充当することができる。

第13条 この章に定めるもののほか、履修方法等については、別に定める。

第5章 課程の修了及び学位の授与

（課程の修了）

第14条 修士課程の修了は、2年以上在学し、第11条に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格したものであるものとする。

（学位規則）

第15条 学位論文の審査及び最終試験、その他学位に関し必要な事項は、本大学院学位規程の定めるところによる。

（学位の授与）

第16条 本大学院において、経営学研究科の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

経営学研究科 修士（経営学）

第6章 学年、学期及び休業日

（学年等）

第17条 学年、学期及び休業日は、本学学則の定めるところによる。

第7章 入学

（入学時期）

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第19条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- （1）修業年限4年以上の大学を卒業した者
- （2）学校教育法第68条の2の規定により学士の学位を授与された者
- （3）外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- （4）文部科学大臣の指定した者
- （5）大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、かつ本大学院の研究科委員会において、既修得の単位が優れた成績であることを認められた者
- （6）本大学院の研究科委員会が（1）の者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第20条 入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 提出の時期・方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第21条 入学志願者については、学力試験その他の方法により選考する。選考については、別に定める。

(入学手続)

第22条 選考により合格した者は、指定の期日までに、誓約書を提出するとともに、所定の授業料等を納付しなければならない。

(入学許可)

第23条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第24条 他の大学院から、本大学院に転入学を志願する者は、欠員のある場合に限って、入学を許可することがある。

2 第20条、第21条、第22条及び第23条の定めは、転入学志願者に準用する。

3 第1項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、研究科委員会が行う。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第25条 本大学院の学生以外の者で、本大学院研究科における授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、授業に支障のない範囲で、その者の学力を考査し、科目等履修生として受け入れることがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第26条 本大学院の学生以外の者で、本大学院研究科における授業科目の聴講を希望する者があるときは、授業に支障のない範囲で、その者の学力を考査し、聴講生として受け入れることがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第27条 本大学院の学生以外の者で、本大学院研究科において特定事項の研究を希望する者（他大学の大学院または企業・公共団体からの委託によって一定の期間指導教員の指導を受け、特定事項の研究に従事する者を含む）があるときは、研究及び指導に支障のない範囲で、その者の学力を考査し、研究生として受け入れることがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 休学・退学・再入学・除籍・復籍

(休学)

- 第 28 条 疾病その他特別の理由により 2 ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第 29 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 5 条の在学期間に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

- 第 30 条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

- 第 31 条 第 30 条の規定により退学した者が、再入学を願い出たときは、退学後 2 年以内に限り、研究科委員会の意見を聞き、学長はこれを許可することができる。
- 2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取り扱い並びに在学すべき年数等については、研究科委員会の意見を聞き、研究科長が決定する。
- 3 再入学に関する取り扱いは、第 21 条を準用する。

(除籍)

- 第 32 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聞き、学長が除籍する。
- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 28 条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

- 第 33 条 第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の定めによって除籍された者が、2 年以内に所定の手続を経て復籍を願い出たときは、研究科委員会の意見を聞き、学長がこれを認めることがある。

第 10 章 賞罰

(表彰)

- 第 34 条 表彰は、本学学則第 39 条を準用する。

(懲戒)

第 35 条 懲戒は、本学学則第 40 条を準用する。

第 11 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 36 条 外国人が、本大学院に入学を志願するときは、特別選抜を実施し、外国人留学生として入学を許可することができる。

第 12 章 授業料等

(入学検定料)

第 37 条 入学検定料は、別表 2 の通りとする。

(授業料等)

第 38 条 入学金及び授業料その他の費用は、別表 3 の通りとする。

(授業料等の納付)

第 39 条 授業料等の納入期限は、本学学則第 46 条を準用する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第 40 条 授業料等の免除及び徴収の猶予は、本学学則第 47 条を準用する。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 41 条 退学及び停学の場合の授業料等は、本学学則第 48 条を準用する。

(休学の場合の授業料等)

第 42 条 休学の場合の授業料等は、本学学則第 49 条を準用する。

(科目等履修生等の授業料等)

第 43 条 科目等履修生及び聴講生の検定料及び授業料等については、別に定める。

第 13 章 奨学制度

(特待生)

第 44 条 学力優秀、品行方正なる学生を選び、研究科委員会の議を経て特待生とする。

- 2 特待生である期間は授業料等を減免する。ただし、特待生に不都合の行為があったときには、その特典を停止する。
- 3 特待生の選考その他必要な事項は、別に定める。

(奨学生)

第 45 条 災害、その他家庭の経済状況急変により修学困難な者に対し、奨学生として、給付金を給付することができる。

2 前号の制度に関する詳細は、別に定める。

第14章 改正、及び細則

(改正)

第46条 本学則の改正は、研究科委員会及び教授会の意見を聞き理事会が行う。

(細則その他)

第47条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

授 業 科 目	配当年次	必修単位数	選択単位数	摘 要
必 修 科 目				
演習Ⅰ	1	4		
演習Ⅱ	2	4		
選 択 科 目				
企業論研究	1・2		4	
環境経営論研究	1・2		4	
経営管理論研究	1・2		4	
経営組織論研究	1・2		4	
経営戦略論研究	1・2		2	
人的資源管理論研究	1・2		2	
起業マネジメント論研究	1・2		2	
マーケティング論研究	1・2		2	
経営心理学研究	1・2		2	
広告論研究	1・2		2	
情報管理論研究	1・2		2	
財務会計論研究	1・2		4	
社会関連会計論研究	1・2		2	
税務会計論研究	1・2		2	
会計監査論研究	1・2		2	
管理会計論研究	1・2		4	
法人税研究Ⅰ	1・2		2	
法人税研究Ⅱ	1・2		2	
所得税研究Ⅰ	1・2		2	
所得税研究Ⅱ	1・2		2	
ビジネスロー研究	1・2		2	
会計職業倫理研究	1・2		2	
ファイナンス論研究	1・2		2	
英語文献研究	1		2	
日本語文献研究	1		2	

別表 2

	本学卒業見込者	本学卒業者	他大学卒業者等
入学検定料	20,000	20,000	30,000

別表 3

入 学 金	130,000	130,000	250,000
授業料 (年額)	540,000	540,000	540,000
教育充実費 (年額)	80,000	160,000	160,000